

決算短信に関する研究会報告

～ 決算情報のより適切な開示に向けて～

平成18年3月20日
株式会社東京証券取引所
決算短信に関する研究会

目 次

1．研究会設置趣旨及び検討の基本的な考え方	2
（1）研究会設置趣旨	
（2）検討の基本的な考え方	
2．決算短信の構成、位置付けの整理	3
（1）決算短信の構成	
（2）決算短信の位置付け	
3．開示時期	4
（1）望ましい開示時期	
（2）早期開示の実現に向けた対応	
（3）決算発表の集中の緩和のための対応	
4．財務諸表の注記事項	6
（1）基本的な考え方	
（2）全社について決算発表時に開示を行うことが必要と考えられる情報	
（3）必ずしも全社に開示を求める必要がないと考えられる情報	
（4）今後の一律的な開示の要否の見直し等	
5．定性的情報	8
（1）基本的な考え方	
（2）決算短信における開示が必要な情報	
（3）必ずしも決算に係る情報と同時に開示する必要がない情報	
（4）毎年大きな変更がないため重要な変更があった場合のみ開示すれば足りる情報	
（5）原則として上場会社が任意で開示することで足りる情報	
6．単体情報	10
（1）基本的な考え方	
（2）各項目についての整理	
7．業績予想	11
（1）基本的な考え方	
（2）標準的な開示内容	
（3）不確実な将来情報の適切な利用のための対応	
8．開示形式、1枚目	15
（1）開示形式	
（2）1枚目	
9．その他	16
（1）現行開示項目の整理	
（2）上場会社による主体的な開示	
（3）その他	
10．適用時期	17
委員名簿	18

決算短信に関する研究会報告

～決算情報のより適切な開示に向けて～

1. 研究会設置趣旨及び検討の基本的な考え方

(1) 研究会設置趣旨

決算短信は、業績報告を中心とする上場会社の決算に係る有用な投資情報を、法定開示である有価証券報告書による開示に先立ち、その内容がまとまった時点で市場、投資者に迅速に伝達するものとして、長年にわたりわが国における決算発表の中心的な開示資料として定着しているものである¹。

近年、財務諸表及びその注記事項、定性的情報を中心に決算短信における開示内容の大幅な充実が図られてきているが、その反面、法定開示と重複する内容を含め、決算短信における開示内容の増大により迅速な決算発表が制約されている等の指摘もなされている。

決算短信の本旨は、投資判断上最も重要な会社情報の1つである基本的な決算情報を速やかに投資者に開示することにある。とりわけ、近年、企業業績が短期間で大きく変動する状況になってきていることを踏まえると、迅速な決算発表に対する要請は一段と高まっている。

決算短信については、これまでの見直しは、主に、社会情勢や開示制度の変更等に応じる形で、開示内容の拡充の観点から、記載事項の追加が行われており、その大きな枠組みは基本的には数十年前のものが維持されてきているところである。しかしながら、上記趣旨並びに近年の開示内容の増大及び有価証券報告書の電子開示の進展²等を踏まえると、決算発表時に投資者が必要とする決算情報が迅速かつ適切に開示されるものとなるよう、決算短信の開示時期や内容の見直しについて検討を行うことが必要な時期にある。

本研究会は、このような観点から、昨年9月に設置されたものである。本研究会では、上記決算短信の趣旨を確認するとともに、これまで8回にわたり、望ましい開示時期や早期開示のための対応・工夫、決算発表時に投資者にとって必要な情報の整理

¹ 従来は、決算発表の際の報道機関向け説明資料の面が強かったが、最近では、決算短信の開示の電子化が進展し、投資者の直接利用、及び、決算発表時に限らない継続的な開示資料としての利用も増加している。

² EDINETの導入により投資者が有価証券報告書を容易に閲覧できるようになったことで、必ずしも決算発表時には必要ない一部の情報を有価証券報告書による開示に委ねることとしても、投資者等の利便が大きく損なわれることはないものと考えられる。なお、投資者の一層の利便向上のため、投資者が上場会社の情報をより容易に把握できるよう、さらに、EDINETとTDnetや東証ホームページ等との接続が図られるようになることが望ましい。

(とりわけ、財務諸表の注記事項、定性的情報、単体情報)業績予想開示の考え方、その他決算短信について望まれる内容・構成等について幅広く検討を行ってきた。

(2) 検討の基本的な考え方

本研究会における検討に当たっての基本的な考え方を概括的に述べると、まず、決算情報の迅速で適切な開示という決算短信の本旨を重視し、それに照らして、最低限の共通項目を定めるほかは、重要性の大きさ等に応じて開示の要否を選択できる仕組みを導入し、開示の柔軟性を高めるように配慮することを基本とすることとした。そして、主として、基本的な決算情報・業績予想値のほか、投資者がそれらを適切に理解・活用する上で重要な情報については決算短信での開示を求める、有価証券報告書に記載されることを踏まえれば、決算情報の迅速な開示の観点から重要性によっては決算発表より後に行われる有価証券報告書の電子開示に委ねるとしても足りる情報については、有価証券報告書に委ねる、毎年大きな変更があるものではないため、重要な変更がない場合には直近の有価証券報告書などすでに開示されている資料に委ねることで足りる情報については、重要な変更時のみ決算短信での開示を求める、決算に関する情報ではないため決算発表の枠組みの中で開示する必要が乏しい情報については、決算短信から分離し、別途当該情報を投資者が閲覧できる環境を整備する、という考え方にに基づき整理にあたった。

本研究会では、この開示内容の整理にあたって有用な情報が必要以上に削減され投資者への情報開示が総合的に見て後退することのないように留意しつつ、迅速な開示その他の投資者へのより適切な情報開示の実現を図ることを第一の目的と考えた。その上で、上場会社の事務負担等も踏まえ、必ずしも決算発表時に必要とされない情報、あるいは有用な情報として新たに決算短信において開示すべき情報等について整理を行っている。

2. 決算短信の構成、位置付けの整理

(1) 決算短信の構成

決算短信は、連結財務諸表作成会社の場合、連結情報の主要情報を一覧にした「決算短信(連結)(1枚目)」と、会社の経営方針等の定性的情報、連結財務諸表及びその注記事項等から成る「決算短信(連結)添付資料」、また、単体情報の主要情報を一覧にした「個別財務諸表の概要(1枚目)」と、個別財務諸表及びその注記事項等から成る「個別財務諸表の概要添付資料」により構成されている。

形式的には、「決算短信(連結)(1枚目)」のみをもって「決算短信」と称されることもあるが、実体としては、単体情報部分も含め、1枚目及び添付資料全体をもって、決算発表資料としての「決算短信」といえ、今後は、東証において、そうした実体に

即した表示等がなされることが適当と考えられる。

(2) 決算短信の位置付け

決算短信は、上場会社の主として決算に関する有用な情報が、迅速かつ比較可能な形式で投資者、市場に開示されるよう、東証において、その様式・記載要領が定められているものである。東証では、上場会社に対して、当該様式・記載要領に基づいて決算情報の開示を行うことを要請しており³、上場会社においては、この様式・記載要領を十分に踏まえて決算発表資料を作成することが一般的な実務となっている。

本研究会としても、決算短信の様式・記載要領は、東証が投資者への適切な決算情報等の提供の観点から定められているものであることから、上場会社においては、その意義を十分に尊重し、特段の理由がない限り⁴、決算短信・記載要領に従った開示を行うことが適当と考えている。

3. 開示時期

(1) 望ましい開示時期

決算情報は投資判断上最も重要な会社情報の1つであり、期末後速やかに開示されることが必要である。とりわけ、近年、企業経営を取り巻く環境変化が激しく、企業業績が短期間で大きく変動する状況になってきており、また、このため導入された四半期ごとの速やかな業績報告が定着してきていることを踏まえると、通期決算についても、前期業績が速やかに株価に反映されるよう迅速な決算発表に対する要請は一段と高まっているといえる。

こうした状況を受けて、上場会社の中には、早期開示に取り組む会社も増加してきており、平均開示日数も毎年短縮している状況にある。しかし、上場会社全体としては、依然として決算発表まで2か月近くを要する会社を中心となっている⁵。

そこで、上場会社全体についての一段の早期開示が必要と考えられるが、望ましい開示時期について考えた場合、四半期開示が定着してきている現状を踏まえると、遅くとも、第1四半期のおよそ半分が経過する期末後45日以内に開示を行うことが適当である。さらには、迅速な情報開示の有用性を踏まえると、期末後30日以内(期末が月末の場合は、翌月内)での開示が、より望ましいものと考えられる。

³決算短信の様式・記載要領は、上場規則上定められているものではない。上場規則では、「上場会社は、事業年度に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない」旨が規定されており(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)第2条第1項第3号)上場会社は、「決算の内容」の適切な開示を行うことが必要である。

⁴ 決算短信の様式・記載要領の適用に当たっては、上場会社の業種特有の事情その他各社の特別な事情等により、例えば主要指標の表示方法等について標準的な開示様式・記載要領に従って開示を行うことが困難又は適当でない場合があることも想定され、そのような特別な場合には、当該部分について、適切な情報開示の観点から各社の実状に応じた柔軟な対応が認められる余地があるものと考えられる。

⁵平成17年3月期決算発表でも、未だに過半数の上場会社が5月後半に決算発表を行っている。

(2) 早期開示の実現に向けた対応

上場会社が望ましい開示時期に開示を行うようにするため、東証から、上場会社に対し、上記の望ましい開示時期を示し、その期間での開示を要請することが適当である。

加えて、投資者への適切な情報開示の観点から決算短信においては必ずしも必要でない情報を他の開示手段に委ねることにより、上場会社の負担を軽減し、早期開示を促すことが適当であると考えられる。ただし、これにより一定の開示の早期化の余地は生じると考えられるものの⁶、これのみでは必ずしも十分な早期開示のインセンティブとはならないとも考えられるため、あわせて、より一層の早期開示を実効的にする対応が必要となる。

そこで、望ましい開示時期における開示を促すため、期末後例えば 50 日以内に開示ができない場合には、その理由及び翌年度以降の開示時期の見込み・計画について開示を求めることが考えられる。

なお、この場合、上場会社の準備期間に配慮し、1 年程度の経過期間の後、適用することとしつつ、あわせて、適用初年度は 55 日以内とし、翌年度から 50 日以内とするというような段階的な適用とされることが適当である。

その他、上場会社において、早期開示を前提とした取締役会日程の設定等迅速な開示に対する意識の向上、決算集計作業の効率化等決算発表実務の改善がなされることが必要である。

この点については、必要な情報について信頼性を伴う決算発表を迅速に行うためには、上場会社各社において、今回の決算短信の見直しを契機として、経営者の意識改革、内部統制の整備、さらには、全社的なシステム化の推進が図られ、より適切な決算情報の開示に向けた体制が整備されることが期待される。

また、東証においても、すでに早期開示に取り組んでいる会社の事例の紹介など、上場会社の早期開示を支援する活動が行われることが望ましい。

なお、付言するまでもないが、迅速な開示は、適切な内容の開示を伴った上で行われるべきものであり、上場会社においては、迅速な開示の実現のみを意識するあまり、本来決算発表において期待される情報量や信頼性を欠く内容の開示に陥らないように留意する必要がある⁷。

⁶上場会社へのアンケートでは、決算発表に 46 日以上要している会社のうち、無回答の会社を除いて 9 割超の会社が、投資者にとっての有用性の観点から必ずしも決算短信では必要でないと思われる開示内容を開示しないことにより決算発表日数を数日から十数日短縮することが可能と回答している。

⁷この報告では期末後 45 日以内の開示が適当であるとしているが、上場会社によっては、当面あるいはある事業年度について、各社における特別な事情等により、必ずしも期末後 45 日以内に適切な内容を伴った開示ができない場合もあると想定されることも考慮しており、そのような場合においても 45 日以内の開示を強制することを念頭に置いているものではない。

(3) 決算発表の集中の緩和のための対応

現状、決算発表時期の集中時には、市場における決算情報の消化に弊害が生じ、市場の効率性が低下するとの指摘がなされている。決算発表時期の集中は、投資者自身が直接決算短信を分析するために1銘柄あたりに費やすことのできる時間が大きく制約されるほか、報道機関による情報伝達や証券アナリスト等による分析も十分にできないことが予想され、投資者が重要な会社情報である決算情報を適切に理解する上で問題といえる。このため、迅速な開示の実現にあわせて決算発表の集中の緩和についても検討されるべきものとする。

この点については、上述の対応により、望ましい開示時期における開示を強く促すことにより、現状期末後45日以降の、さらに特定の週、日に集中して開示が行われている状況は大きく改善されるものと期待できる。しかし、他方で、新たに、望ましい開示時期の期限間際の日程に開示が集中するおそれもある。

そこで、上場会社においては、集中が予想される日の開示を避けるよう意識して開示日程を定めることが必要である。とりわけ、例年、金曜日に開示が集中する傾向が見られることから、特段の事情がない限り、金曜日を避けた開示日程の設定が望まれる。

4. 財務諸表の注記事項

(1) 基本的な考え方

財務諸表の注記事項は、財務諸表本体の記載内容に関連する情報について、財務諸表本体の記載を簡潔・明瞭にするとともに詳細な情報を投資者等に開示するため、財務諸表本体とは別個に記載されるものである。注記事項は、基本的には、財務諸表の一部を構成するとともに、財務諸表本体を補完する、投資判断上有用な情報と考えられるが、決算発表後遅くとも有価証券報告書では開示されることも踏まえ、主要な決算情報の迅速な開示の観点から、決算発表時(財務諸表本体の開示時)における開示の要否を考えた場合、主として、基本的に重要であり、全社について財務諸表本体とあわせて開示を行うことが必要と考えられる情報、及び、会社によりその重要性が大きく異なり、必ずしも全社に開示を求める必要がないと考えられる情報に分類できるものと考えられる⁸。

(2) 全社について決算発表時に開示を行うことが必要と考えられる情報

「セグメント情報(連結財務諸表作成会社のみ)」、「持分法投資損益(連結財務諸表非作成会社のみ)」、「貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書に関する注記」、「重要な後発事象」、「1株当たり情報」、「継続企業の前提」は、該当するものが

⁸ ここでは、連結財務諸表作成会社における連結財務諸表の注記事項及び連結財務諸表非作成会社における個別財務諸表の注記事項を対象とする。連結財務諸表作成会社における個別財務諸表の注記事項については、「6. 単体情報」を参照。

ある場合⁹には、その重要性から、基本的に、全社にとって財務諸表本体とあわせて開示を行うことが適当な情報と考えられる。

このうち、1株当たり情報については、上場会社の1株当たり当期純利益等の算定の基礎となる発行済株式数や普通株主に帰属しないものとして利益金額から控除される額等に関する情報であり、種類株式や潜在株式がある場合をはじめとして、投資判断上有用な情報といえる。これらの情報の一部は、現在、決算短信1枚目に記載されているが、あわせて必要な情報について一覧性をもって投資者に提供されるよう、全社について注記事項として開示されることが適当と考えられるものである。

なお、「継続企業の前提」は、経営環境の変化等により決算発表後に新たに該当することとなる場合（財務諸表に記載することを決定する場合）も想定されるが、この場合には、決定次第直ちに適時開示を行うことが求められることになる¹⁰。

（3）必ずしも全社に開示を求める必要がないと考えられる情報

「税効果会計」、「退職給付」、「関連当事者との取引」、「有価証券」、「リース取引」、「デリバティブ取引」は、有用な注記事項であるが、各社の状況により重要性が大きく異なるものと考えられるため、原則として決算短信における開示が必要であるとした上で、上場会社が決算発表時における開示が必要かどうかの観点から重要性が大きくないと判断した場合には、決算短信における開示を省略できるとすることが適当な事項と考えられる¹¹。

なお、情報の重要性については、各上場会社において判断されることとなるが、例えば、上場会社において、経験則上当該注記事項に対する投資者等の注目が高いと考えられるか、当該注記事項について前決算期から大きな状況変化があったか、あるいは、決算内容の適切な説明のためにあわせて開示することが必要と考えられるか、との視点から検討されることになるものと考えられる¹²。

本研究会としては、こうした重要性の判断にあたって、投資者説明会や記者会見などによる市場との対話を通じて、各社に求められる情報について投資者と上場会社との間で一定のコンセンサスができ、当該上場会社の実状に応じて、決算情報開示において必要な情報が的確に投資者に伝えられるという開示慣行が根付くことを期待するものである。

⁹ 該当する内容がない場合には、決算短信にその旨記載することが適当である。ただし、継続企業の前提については、前決算期・当決算期とも該当しない場合には記載は不要とするとともに、前決算期に継続企業の前提の注記を記載した会社が当決算期では記載しないこととなった場合にはその旨記載することが適当である。

¹⁰ 適時開示規則において、決定後直ちに開示しなければならない項目として定められている。

¹¹ 開示を省略した場合には、決算短信に「重要性が大きくないため開示を省略した」旨を記載することが適当である。

¹² 必ずしも、上場会社において当該注記事項に係る金額・内容等を確定し、当該注記事項を作成してからでないとも重要性の判断ができないものではないものと考えられる。

(4) 今後の一律的な開示の要否の見直し等

決算短信における各注記事項の一律的な開示の要否については、その判断の基礎となる各注記事項の重要性が社会環境の変化、会計基準の見直し等により変動するものであることから、上述の対応に固定されることなく、投資者等のニーズや上場会社の実務における迅速な開示への影響等を踏まえながら、東証において適宜見直しを行っていく必要がある。

5. 定性的情報

(1) 基本的な考え方

決算短信において、決算に係る情報を適切に投資者に対して伝達するためには、単に決算数値や業績予想値を開示するのではなく、それらについての上場会社自身による分析、将来の見通しやそれらの背景となる経営方針等についてあわせて説明を行うことが重要であるといえ、現在、こうした内容は、定性的情報として、決算短信において開示することが求められている。

現行の定性的情報については、投資者への決算に係る情報の適切な説明の観点から、主として、決算短信において開示される必要があるもの（さらに、一層の内容の充実が求められるもの）がある一方、迅速な決算情報の開示の観点から、有用な情報であるが、その内容から必ずしも決算に係る情報と同時に開示する必要があるといえないため、他の開示資料（既存の開示資料のほか、新たに設けるものを含む。）に委ねることにより、決算短信における開示を省略できるとすることが適当と考えられるもの、あるいは、毎年大きな変更がないため重要な変更があった場合のみ決算短信において開示すれば足りるとすることが適当と考えられるものがあると考えられる。

(2) 決算短信における開示が必要な情報

a 会社の利益分配に関する基本方針

「会社の利益分配に関する基本方針」は、決算発表の対象となる事業年度や次事業年度に係る利益分配の考え方も含めた会社の利益分配に関する重要な情報として、決算短信における開示が必要な項目と考えられる。

ただし、現状では、上場会社の開示事例の中には、単に決算発表の対象となる事業年度に係る配当額の記載がなされているだけのものや、具体的な考え方や目標とする指標などを示さずに単に「安定配当を行う」との記載があるだけのものもあり、必ずしも投資者にとって有用な情報となっているわけではないとの指摘もある。そこで、投資者が会社の利益分配の方針を適切に理解することができるよう、上場会社においては、目標配当性向の開示など、会社の利益分配の考え方についてより適切な説明を行うことが適当である。なお、この説明においては、連結をベースとした配当政策の説明（連結利益を分母とした配当性向など）がなされるようになることが望まれる。

b 経営成績・財政状態（当期実績・翌期見通しの分析）

「経営成績・財政状態（当期実績・翌期見通しの分析）」は、決算短信で開示される情報の中でも中心的な情報である決算・財務内容や業績見通しの情報について投資者が適切に理解する上で、必要不可欠のものである。

ただし、現状では、上場会社の開示事例の中には、財務諸表の数値を単に文章に置き換えているだけで、上場会社自身による分析が適切に説明されているとは言い難いものも見受けられる。そこで、投資者が上場会社の決算・財務内容や業績見通しの情報について適切に理解できるよう、上場会社においては、セグメント・事業分野別の当期業績の要因分析・翌期業績の見通しの分析など、決算・財務内容や業績見通しの情報についてより適切な説明を行うことが適当である。

(3) 必ずしも決算に係る情報と同時に開示する必要がない情報

「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等（投資単位が50万円以上の会社が対象）」、「親会社等に関する事項（親会社等を有する会社が対象）」は、投資判断上有用な情報ではあるが、必ずしも決算に関する情報でないため、決算発表の枠組みの中で開示する必要が乏しく、決算短信における開示は不要と考えられる（この場合、東証により別途開示方法が定められる必要がある。）¹³。

これらの情報については、決算短信から分離し、独立した開示を求めることで、投資者の注目を高める効果も期待できるものといえる。また、決算短信の開示日程に左右されなくなることで、上場会社の決算発表資料作成に係る負担を軽減できるとともに、開示内容の充実が図られることも期待できる。

(4) 毎年大きな変更がないため重要な変更があった場合のみ開示すれば足りる情報

「会社の経営の基本方針」、「目標とする経営指標」、「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」は、会社の経営方針、経営戦略を把握する上で重要な情報であることに加えて、決算に係る情報との関係という面においても、上場会社のこれまでの経営成績・財政状態や今後の見通しを分析する上で、その背景を理解するために重要な情報であると考えられる。その一方で、これらの情報は、会社によっては必ずしも毎年大きな変更があるものではないが、毎期の決算短信に記載するため、その決算期の事業環境等にあわせて表現を確認するだけでも、実務上は、相当の時間を要するとの指摘もなされている。

そこで、迅速な決算情報の開示の観点も踏まえると、これらの情報については、投資者のアクセスが容易な場所に常に掲載されているのであれば、決算短信では重要な変更があった場合のみ開示すれば足りるものとするのが適当と考えられる。

¹³すでに決算短信と分離されることとされている「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」と基本的に同様の考え方になる。

なお、この場合でも、決算短信において自主的にこれらの情報を記載することも認められることとされる必要がある¹⁴。

また、これらの情報は、相互に関連する内容を含むものであり、投資者が上場会社の経営方針をより適切に理解するものとなるよう、必ずしも独立した4項目として開示される必要はなく、上場会社の適切な説明に資するように、開示を行う上場会社において適宜項目の統合等が行われることも可能である。

(5) 原則として上場会社が任意で開示することで足りる情報

「事業等のリスク」は、有価証券報告書等においても開示が行われているが、リスクと考えられる事象が生じた都度開示を求められるものではなく、公募・売出し時のほか、有価証券報告書において定期的に開示が求められているものである。

また、上場会社が幅広く自社の「事業等のリスク」を確認し、その記載を再検討するには相応の時間を要することも踏まえると、迅速な開示が求められる決算短信においては、「事業等のリスク」の開示は必ずしも必要とまでは言えず、上場会社はその判断により任意で開示を行えば足りるものと考えられる¹⁵。

ただし、自社の「事業等のリスク」を再検討するまでもなく、投資者に速やかに伝達すべきリスクが顕在化している場合には、決算短信においても、当該リスクについて開示されることが望ましい。

なお、マザーズ市場については、設立後間もなく、財務基盤等が必ずしも安定していない上場会社が比較的多いという特性等を踏まえると、「事業等のリスク」の開示の重要性が高いと考えられるため、上記にかかわらず、従前どおり決算短信において「事業等のリスク」が開示されることが望ましいものと考えられる。

6. 単体情報 連結財務諸表作成会社の単体情報

(1) 基本的な考え方

連結中心の開示への移行後5年以上が経過し、連結情報が決算情報の中心であることが完全に定着しているといえるとともに、持株会社形態を中心として単体情報の有用性が必ずしも大きくないと考えられる会社も少なくない状況にある。

この点については、会社法制上、配当は個別財務諸表の制約を受けることや連結ベースでの分析における補完情報としての利用ニーズもなお認められることを踏まえると、全社に対して単体情報に関する最低限の基礎的な情報の開示を求めた上で、上述の現状に照らし、単体情報を簡略化する方向で見直しを行うことが適当と考えられる。

¹⁴上場会社へのアンケートでは、これらの各項目について、いずれも半数前後の上場会社が、重要な変更の有無にかかわらず決算短信において開示されることが必要と回答している。

¹⁵有価証券報告書における事業等のリスクの開示の必要性を否定するものでなく、むしろ有価証券報告書における事業等のリスクの開示は、重要な情報として、十分な内容がわかりやすく記載されることが期待される。

(2) 各項目についての整理

決算短信1枚目における情報のうち、「配当金額」、「配当予想」については、重要な投資判断情報として、全社が決算短信において開示することが適当と考えられる。また、「個別経営成績・財政状態に関する主要指標」については、単体情報の概要を示すものとして全社が決算短信において開示することが適当と考えられる。

ただし、「個別業績予想」については、単体情報の重要性が各社により大きく異なる現状から、各社が、自社にとっての単体情報の重要性を踏まえ、その判断により開示を選択できるとすることが適当と考えられる。

また、財務諸表部分に関しては、「個別財務諸表」(本体)については、配当を含む単体情報を分析するための情報、あるいは、連結ベースでの分析における補完情報の基礎として全社が決算短信において開示することが適当と考えられる。

他方、「個別財務諸表に関する注記事項」については、決算短信における開示は原則として不要とし、上場会社が重要性があると判断した場合のみ開示すれば足りるものと考えられる。ただし、「継続企業の前提」に係る注記については、企業の継続性に関する重要な投資判断情報であると考えられるため、該当する場合には、全社が決算短信において開示することが適当なものと考えられる。

7. 業績予想

(1) 基本的な考え方

投資者の投資判断において、上場会社の将来の利益等に対する期待は非常に重要な要素であるが、上場会社が提供する投資判断情報としてわが国市場において定着している次期業績予想の開示は、業績の見通しに関して最も詳細かつ正確な情報を有すると考えられる上場会社自身によりその見通しが示されるものとして、非常に重要な投資情報といえるものである。また、業績予想の開示は、上場会社による株主、投資者に対する事業計画の説明という意味を併せ持っているものと考えられる。

このようにわが国市場において重要な投資判断情報として定着している業績予想の開示については、引き続き開示がなされることが適当であるが、その内容や開示の方法については、最近、有用と考えられる指標の変化や一部に特定の数値でなくレンジによる予想の開示を行う上場会社が現れてきているなど開示方法が多様化してきていることを踏まえ、どのような開示内容・開示方法が望ましいか、また、比較可能性の確保の必要性も踏まえ、どの程度まで開示内容・開示方法の柔軟化を認めることが適当か、整理することが適当である。

この点については、投資者に対する適切な情報提供の観点からは、投資対象となる個社の情報としては、各社の実状に応じて最も適当な予想指標や予想期間、方法(特定の数値か、レンジか)による開示が行われることが有用であると同時に、他社との

比較可能性の確保の観点から、共通の尺度による情報を投資者に提供することも非常に重要であるといえる。

そこで、望ましい業績予想開示のあり方としては、全社について原則として最低限開示が必要であると考えられる標準的な開示項目、予想期間、予想方法を定めて、やむを得ない理由によりそれによっては開示できない場合を除き共通の開示を求めるとし、その上で、それらに加えて、自社に適していると考えられる項目、期間、方法があると考えられる場合は、それらを自主的に開示していくという仕組みとすることが適当であると考えられる。

(2) 標準的な開示内容

開示項目

業績予想の標準的な開示項目として望ましいものは何か。また、これに関して、現在標準的な開示内容とされていない項目で、投資者への有用な投資情報の提供の観点から、新たに開示が望まれるものはあるか。

これについては、営業利益については、すでに多数の上場会社が自主的に開示項目とし、あわせて投資者からのニーズも相当大きいものであり、企業収益を分析する中心的な指標として標準的な開示項目とすることが適当と考えられる。

このことを踏まえ、業績予想開示の標準的な開示項目を考えると、連結ベースの売上高、営業利益、経常利益、当期純利益、1株当たり当期純利益¹⁶の予想が望ましいと考えられる¹⁷。

なお、個別ベースの業績予想については、単体情報の重要性が各社により大きく異なる現状を踏まえ、各社の判断により開示を選択できることとすることが適当と考えられる。

予想期間

標準的な予想対象となる期間として望ましい期間は何か。

これについては、会社経営上最も基本的な単位となる期間であり、業績や配当の分析において最も基礎となる期間である通期を標準的な予想期間とすることが適当であると考えられる。

さらに、中間期についても、1年後という比較的長期の見通しとなる通期予想を補完する予想として有用と考えられるため、業績管理を年次でのみ行っている場合を除き、原則として標準的な予想期間とすることが適当であると考えられる。

¹⁶ 1株当たり当期純利益は、現在、参考情報として業績予想の欄外に注記されているが、投資判断上重要な指標として他の項目と同様に開示されることが適当と考えられる。

¹⁷ これら業績予想にあわせて1株当たり配当の予想の開示も必要である。なお、配当予想については、現行同様、未定の場合はその旨、また、幅をもって予定している場合にはその内容を開示すれば足りるものと考えられる。

他方、近年、四半期を対象期間とする予想開示を行う上場会社が見られるようになってきている。四半期の業績予想の開示については、投資判断上有用として自主的に開示することは望ましいことであるが、全社が行うことに対しては、四半期開示そのものが定着し始めている現状にあって短期の業績変動を過度に重視する投資行動を誘発するおそれがあるとの指摘もある。現状においては、業績予想は通期・中間期ベースで開示し、その進捗として四半期ごとに実績値を開示するという方式で、業績予想開示と四半期開示が相互補完的に有用な情報として活用されることが期待されることであり、四半期の業績予想について、標準的な予想期間として全社に開示を求めることとしないことが適当である。

ただし、通期の業績予想について、市況等の変動による影響が極めて大きく投資者から誤解されない適切な予想数値の算出が困難である場合においては、それに代わる何らかの予想の開示を行うことが適当であるため、通期より短期間の数値として適切な予想数値の開示が可能であるのであれば、翌四半期の開示で代替することが望ましい。

予想方法

標準的な予想方法として望ましい方法は何か。(特定の数値による予想か、レンジによる予想か。)

これについては、近年、業績予想を特定の数値でなく、レンジを示すことにより行う上場会社が見られるようになってきている。レンジによる業績予想の開示が行われる理由としては、一般に、業績予想が不確実な将来情報であるため、結果的に実績が予想数値から乖離する可能性があることに配慮するものと考えられるが、投資者は、実績が予想値を中心としながらそこから上下する可能性があることについて理解しているものと言える。あわせて、投資者にとっては、特定の数値による予想は、予想方法として定着しているだけでなく、会社が中心値として予想する水準が明確となり投資情報として有用性が高いと考えられることから、原則として、特定の数値による開示を標準的な開示方法とすることが適当と考えられる(予想から実績が変動する可能性があることに関しては予想の背景の適切な開示や業績予想の適時適切な修正等に対応することが適当である。)

ただし、その上で、事業環境の動向等による業績の変動幅が大きく、特定の数値による予想が困難な場合(予想期待値の平均値・中央値をとっても情報としての意味に乏しく、投資者にかえて誤解を与えるおそれがある場合)には、それに代わる何らかの予想の開示を行うことが適当であるため、予想レンジの開示で代替することが望ましいと考えられる。

この場合、レンジの上限・下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等の説明が適切に行われること、レンジ幅が適切なものであることなど、レンジによ

る予想が投資者にとって適切なものとなるための対応が必要と考えられる¹⁸。

また、市況変動、事業環境の動向等による業績への影響が極めて大きく、特定の数値による通期予想の開示はもとより、予想レンジの開示、翌四半期の予想によってもなお適切な予想の開示が困難である場合でも、業績予想の開示を全く行わないということではなく、期末（四半期末）に近づき予想の算出が可能となった時点で速やかに開示することが望ましく、決算短信においては当該開示を行う旨及び現時点では開示できない理由を記載することが適当と考えられる。

（３）不確実な将来情報の適切な利用のための対応

業績予想は、不確実な将来の情報を投資者に重要な投資判断要素として提供するものであり、このため、上場会社において、予想値が合理的な根拠により算出される必要があることは論を俟たないところである。

これに加えて、投資者が不確実情報であることを理解しながら適切に利用できるようにするために、定性的情報における記述その他において適切な対応が図られる必要がある。

この点については、定性的情報において、現状では、業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策やセグメント・事業分野別の動向の見通しを説明していない会社も多いが、投資者が不確実な将来情報である業績予想を適切に利用できるようにするため、原則として全社が開示することが適当と考えられる¹⁹。

また、事業内容・業種により、前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）の変動により業績予想値が大きく変動する可能性がある会社については、当該前提条件（さらに、その変動による業績への影響）を開示することが望ましいと考えられる。

さらに、投資者が不確実な将来情報である業績予想を適切に利用できるようにするための対応として、実績を業績予想から大きく乖離させるおそれのある要因の説明を含め、注意表示が適切な形で決算短信に記載されることが適当である。

なお、業績予想値を記載する決算短信１枚目に関して、１枚目では、紙幅の都合から詳細な注意表示を記載できない場合が想定されるが、業績予想値が一人歩きすることのないよう、１枚目²⁰において定性的情報における記載部分のページ数を示すことを

¹⁸ レンジによる予想開示の有用性としては、予想の上限及び下限についての上場会社の見通しが示されるということが挙げられる。このことから、特定の数値による予想開示を行う会社についてもあわせてレンジによる予想を行うことが望ましいとの意見もあるが、それによる情報の有用性と上場会社の負担増による迅速な開示の制約のおそれを比較考量すると、自主的にそのような開示を行うことを妨げるものではないが、全社に当該開示を求めることは適当でないものと考えられる。

¹⁹ ただし、迅速な開示の必要性及び情報の重要度を踏まえると、セグメント・事業分野別の予想数値自体の開示は、自主的な開示を妨げるものではないが、必ずしも全社について必要でないと考えられる。

²⁰ 後述（８．開示形式、１枚目）における整理を受けて、現行の１枚目を２ページとする場合の２ペー

含め、投資者から注目されやすい形式で注意表示が記載されることが適当である。

これに関し、業績予想に関する詳細な注意文言が記載されることになる定性的情報部分については、これまで、形式的に「決算短信」とは異なる「添付資料」という位置付けと説明されることもあり、業績予想数値が記載される「決算短信(1枚目)」との一体性が不明確であるとの指摘が本研究会においてなされた。これについては、決算短信は、実体的には(「個別財務諸表の概要(1枚目)」及びその添付資料も含め)1枚目及び添付資料をもって決算発表資料としての決算短信を構成するものといえる。今後は、その関係がより明確となるように、東証において、表示方法等について配慮することが望ましい。

また、期初に予想した業績予想数値は、その後の経済環境の変化等により、必ずしも実現されない可能性があるものであるが、当初の見込みから事情の変更が生じた場合、速やかに投資者に対し、業績予想の修正について開示することが適当と考えられる。このため、上場会社において、例えば、期中において業績に変動を与える可能性のある事象が生じた場合や四半期業績の集計等の際に業績の変動の可能性を把握した場合など、適宜、業績予想の見直しについて検討を行うことが適当である。

8. 開示形式、1枚目

(1) 開示形式

現在、連結情報については「決算短信(連結)」、個別情報については「個別財務諸表の概要」と、別々の資料として作成・開示されているが、連結中心の開示への移行後5年以上が経過し、ほぼ全社が連結・単体同時の決算発表を行っていること等を踏まえると、連結・個別を一体の資料として作成・開示することを原則とすることが適当である。

(2) 1枚目

決算短信1枚目は、決算に係る投資判断上有用な情報を一覽性をもって簡潔にまとめたものである。その記載内容は、旧来の形式をベースに部分的な改良が行われてきた経緯から必ずしも実状にあっていない面があるものと考えられ、こうした部分については、投資者への適切な情報提供の観点から、見直しを検討することが適当である。

具体的には、例えば、配当性向、株主資本配当率を、連結ベースの利益、株主資本によることとする、また、売上高経常利益率について、営業利益ベースとする等の対応が適当である。

また、連結・個別情報をまとめた資料とした場合、記載内容が現在の連結決算短信

ジ目も含まれる。

における1枚目から増加することが予想されるが、この場合の一覧性の確保の必要性等について整理する必要がある。

決算短信1枚目は、決算に係る基本的な情報が網羅されるとともに、一覧性をもって明瞭・簡潔に記載されることに特徴があるため、可能な限り1枚の資料に情報をまとめることが望ましいが、同時に、大量の内容が1枚に詰め込まれることで、明瞭性・簡潔性が損なわれることを避けることが望ましいものと考えられる。

この点については、これまで実質2枚であった連結情報・個別情報を（一部削られる情報があるとしても）1枚にまとめようとする、明瞭性・簡潔性が損なわれるものと考えられることから、枚数については2ページとするとともに、記載すべき内容・順序を整理し、より一覧性をもって開示されることが望ましい情報について1ページ目にまとめて記載することが適当である。

（別紙）決算短信1・2枚目開示様式 見直しイメージ

9. その他

（1）現行開示項目の整理

「企業集団の状況」は、必ずしも毎年大きな変更があるものでないが、期中に重要な変更があった場合には新たな企業集団の状況について有価証券報告書での記載を待たずに投資者に開示することが有用であると考えられるため、少なくとも、最近の有価証券報告書における記載から連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動、事業の種類別セグメント区分の変更、事業系統図の大幅な変更など、重要な変更があった場合には、当該変更部分について決算短信での開示を求めることとすることが適当と考えられる。

「連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」（連結財務諸表非作成会社の場合は、「重要な会計方針」）は、必ずしも毎年変更があるものでなく、直前の内容は、直近の有価証券報告書により確認できるため、決算短信では最近の有価証券報告書における記載から重要な変更がある場合²¹のみ、変更となる部分について開示されれば足りるものと考えられる。

「役員の異動」は、定時株主総会後の新しい経営体制に関する情報として、主として報道機関向けに開示されることを目的として記載されるものであるが、この情報は、必ずしも決算発表時期に関わりなく、開示内容が定まった時点で開示することが適当と考えられる。

²¹連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表に「連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更」の記載が必要となる場合は、これに該当するものと考えられる。

(2) 上場会社による主体的な開示

決算情報の投資者への適切な伝達という目的を達成するためには、上場会社には、多様な業種、事業内容、成長段階等の会社が混在していることを踏まえ、上場会社は、東証があらかじめ定めた最低限の開示項目についてのみ開示を行うのではなく、各社の実状に応じて投資者の投資判断上有用と考えられる情報を自ら検討し積極的に開示していくことが望ましいといえる。

そうした主体的な開示が望まれる内容を例示すると、例えば、「生産、受注及び販売の状況」、「設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値」、「主要な連結子会社の業績の概況」は、業種や事業内容、組織形態等によっては非常に有用な情報として、投資者のニーズも高く、各社の実状に応じて積極的に開示されることが期待されるものである。また、上述した業績予想に係る前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）（さらに、その変動による業績への影響）についても、各社においてその変動による影響の大きさ等を踏まえ、その実状に応じて積極的に開示されることが期待されるものである。

東証においては、こうした内容についての開示方法や優良開示事例を示すなど、上場会社がこうした自主的な取組みを行いやすくなるよう支援を行うことが望ましい。

さらに、このように上場会社の自主的な取組みにより開示が進められるうちに、市場において有用な情報として定着するものがあれば、将来的に、標準的な開示項目とすることも考えられる。東証においては、こうした情報の有用性等について、今後も検討を進め、この報告書の趣旨を踏まえ、投資者のニーズ等を汲みながら、適宜、開示項目の見直しについて検討を行うことが適当である。

(3) その他

近年、決算説明会資料の内容が充実してきており、決算説明会資料に決算短信に記載のない有用な情報が記載されている場合も多いとの指摘もなされている。このため、一般投資者也決算説明会資料を閲覧できるようにすることが望ましいと考えられ、上場会社においては、各社のホームページやT D n e t等で積極的に開示することが望ましいと考えられる。

10. 適用時期

この報告書の内容の適用時期に関しては、上場会社等における実務上の準備の必要を踏まえ、平成19年3月期決算発表からの適用を目途とすることが適当である。

以上

委員名簿

座長 黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科 教授

委員 大崎 貞和 株式会社野村資本市場研究所 研究主幹

川北 英隆 同志社大学政策学部 教授

久保田 政一 社団法人日本経済団体連合会 経済本部長

坂口 洋一 花王株式会社 会計財務部門管理グループ課長職

佐藤 淑子 日本インベスター・リレーションズ協議会 首席研究員

中村 恒夫 時事通信社 経済部長

乗石 宏 大和住銀投信投資顧問株式会社 投資調査部長

文挾 誠一 東京電力株式会社 経理部決算グループマネージャー

松島 憲之 日興シティグループ証券株式会社 株式調査部マネジング
ディレクター

和田 洋 日本経済新聞社 グループ戦略室長

(敬称略：五十音順)

平成 年 月期 決算短信*

平成 年 月 日

上場会社名

上場取引所

コード番号

URL <http://www.>

代表者 役職名

氏名

問合せ先責任者 役職名

氏名

定時株主総会開催予定日 平成 年 月 日

TEL () - 平成 年 月 日

有価証券報告書提出予定日 平成 年 月 日

配当支払開始予定日 平成 年 月 日

1. 年 月期の連結業績(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

(1)連結経営成績

(%表示は、対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
年 月期 ×年×月期				

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	総資本 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
年 月期 ×年×月期					

(注) 持分法投資損益 年 月期 百万円 ×年×月期 百万円

(2)連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
年 月期 ×年×月期				

(3)連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
年 月期 ×年×月期				

2. 配当の状況

	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間)	配当性向	株主資本 配当率
	円 銭	中間	期末			
×年×月期 年 月期	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
年 月期 (予想)						

(配当性向は連結当期純利益、株主資本配当率は連結株主資本ベース)

3. 年 月期の連結業績予想(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

(%表示は、通期は対前期、中間期は対前中間期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
中 間 期 通 期					

* 表題は、米国会計基準採用会社は「決算短信(米国会計基準)」、連結財務諸表非作成会社は「決算短信(非連結)」とする。

4. その他

(1) 期中における特定子会社の異動状況（連結範囲の変更を伴うもの） 有・無
 〔 新規 社（社名） 除外 社（社名） 〕
 （注）詳細は、 ページ「企業集団の状況」をご覧ください。

(2) 連結財務諸表作成に係る会計方針の変更
 会計基準等の改正に伴う会計方針の採用又は変更 有・無
 以外の会計方針の変更 有・無
 〔（注）詳細は、 ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。〕

(3) 発行済株式数
 期末発行済株式数 年 月期 株 ×年×月期 株
 期末自己株式数 年 月期 株 ×年×月期 株
 （注）1株当たり連結当期純利益の算定上の基礎となる株式数については、 ページ「1株当たり情報」
 をご覧ください。

(参考)個別業績の概要

1. 年 月期の個別業績(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(1)個別経営成績 (％表示は、対前期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
年 月期 ×年×月期				

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
年 月期 ×年×月期		

(2)個別財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
年 月期 ×年×月期				

2. 年 月期の個別業績予想(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(％表示は、通期は対前期、中間期は対前中間期増減率)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	円 銭
中 間 期 通 期					

業績予想の利用に関する注意表示、その他特記事項

(〔 〕内は、省略することができる。)